

令和5年12月和水町議会第4回定例会会議録

令和5年12月4日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年12月4日午前10時00分招集
2. 令和5年12月4日午前10時00分開会
3. 令和5年12月4日午後2時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課長	石原康司	地域振興課長	野田敏治
建設課長	中嶋啓晴	税務課長	大山和説
住民環境課長	中原寿郎	まちづくり課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課長	前田洋子
農林振興課長	上原克彦	農業委員会局長	池上圭造
学校教育課長	鍋島忠隆	社会教育課長	益永浩仁
特養施設長	前渕康彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	松尾 修		

12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告

- 日程第5 常任委員長報告
- 日程第6 議案第65号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第66号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第67号 和水町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第68号 和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第69号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第70号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第71号 和水町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第72号 和水町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第73号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第74号 令和5年度 和水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第75号 令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第76号 令和5年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第77号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第78号 令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第79号 令和5年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第80号 令和5年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第81号 令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第82号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）
- 日程第24 議案第83号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）
- 日程第25 議案第84号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第26 仮議長選挙について
- 日程第27 請願第1号 和水町議会の一部議員における守秘義務違反（情報漏洩）、期日遅延、除斥違反などの地方自治法および和水町各条例に対する度重なる違反および幫助、公開委員会等において住民（実名）に対する名誉棄損などの和水町議会の不適切運営を是正することを主旨する請願書
- 日程第28 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和5年第4回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番 木原泰代君、4番 荒木宏太君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

令和5年第4回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例9件、補正予算8件、その他3件の計20件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられるよう切望してやまない次第であります。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告は、12月定例会以降の主な行事と地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況については、別紙にて、お手元に配付したとおりです。

諸般の報告は、9月定例会以降の主な行事と地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況について、別紙にて、お手元に配付しておりますとおりです。

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第4 行政報告を行います。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。令和5年第4回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただいておりますことに敬意を表し、心より感謝申し上げます。

まず、今年はインフルエンザが全国的に例年より早く猛威を奮っており、熊本県内では6週連続で感染者が増加し、現在警報レベルを超えています。ここ数年の新型コロナウイルス感染症の影響でインフルエンザの流行が低調であったことなどを受けて、抗体の保有割合が全年齢で低下傾向になることなどから、インフルエンザの流行が起りやすい状況にあると考えられています。

和水町では、11月には小中学校で学級閉鎖の措置がされるなど感染者が増えております。マスクの着用や手洗い、換気等の基本的な感染対策はもちろんですが、和水町では、10月から、65歳以上の高齢者や高校生以下の方を対象にインフルエンザワクチンの接種費用を助成しておりますので、これから迎える流行期に備えて早めの接種を御検討いただきますようお願いいたします。

また、町では11月1日から、マイナンバーカードを利用して住民票や印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストアなどの店舗で取得できるコンビニ交付サービスを開始し、休日や夜間に証明書を取得することができるようになりました。さらには、町税や各種料金がコンビニエンスストアやスマートフォンのアプリを利用してお支払いができるサービスも同じく11月から開始し、自宅にいても町税等の納付ができるようになりました。引き続き、町民の皆様の生活がより便利になるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

さて、令和5年第3回定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

まず、9月22日から24日にかけて、姉妹都市の韓国光州市を訪問しました。光州市と和水町は、武寧王陵古墳と江田船山古墳の出土品が取り持つ縁で姉妹都市となり、今年で44年目となります。光州市では、心温まる盛大な歓迎と手厚いおもてなしを受け、両市長の友好関係の深さを感じられました。今後も様々な分野において交流を促進し、住民の相互理解と友好関係がさらに深まるよう取り組んでまいります。

11月5日には、第40回となる金栗四三翁マラソン大会を開催しました。今年から新たにハーフマラソンの部を設け、約1,000名のランナーが日本マラソンの父生誕の地を駆け抜けました。今後も金栗先生の功績を継承するとともに、PRに力を入れていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、11月14日には、サッカー元日本代表の前園真聖さんと元Jリーガーの原一樹さんによるナゴミ夢チャレンジトークを行いました。講演会では、町内の小中学生に向けてチャレンジすることの大切さや夢について語っていただきました。

そして、11月19日には、山太郎祭を開催いたしました。山太郎祭は秋の収穫祭であり、日本遺産の構成文化財であるガネ飯を楽しむお祭りでもあります。当日は天気にも恵まれ、大変多くの方に御来場いただきました。

次に、11月26日には、人権の集いを開催し、一步踏み出す勇気と題して、東京2020パラリンピック日本選手団副主将の浦田理恵さんに御講演をいただきました。全盲に近い状態にありながらもゴールボールと出会い、パラリンピックに4大会連続で出場され、金メダルと銅メダルを獲得されています。周りの人への感謝の気持ちや思いやり、チャレンジの大切さについて語っていただきました。

また、昨日は、江田船山古墳の発掘から今年で150周年となることを記念してシンポジウムを開催しました。江田船山古墳から出土した92件の副葬品は全て国宝に指定され、東京国立博物館に展示、保管されており、日本の歴史を紐解く上でも大変重要な資料として高く評価されています。江田船山古墳のすばらしさ、先人の偉大さを町民の皆様、そして未来を担う和水町の子どもたちに郷土の誇りとして伝え、そして、残していきたいと思っております。

以上、様々なイベントが大盛況のうちに終了できましたのも、町民の皆様、関係各位の皆様の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

今後も感染症への対策と地域の活性化につながるイベントを両立させながら、にぎわいのあるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、道路に関する会議・要望についてですが、県道玉名立花線等道路開発期成会、県道玉名八女線期成会、一般国道443号、県道和仁山鹿線、玉名八女線道路整備推進期成会の会議や要望式を実施し、熊本県庁、鹿本及び玉名振興局に要望活動を行いました。

また、11月の中旬には、東京で開催される全国的な会議に参加し、その折に国会議員の先生方にも要望を行ったところです。

今後も引き続き、町のインフラ整備など町が抱える問題について、国や県及び国会議員の先生方へ力強く要望活動を行っていく所存でございますので、議員の皆様におかれましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

そのほかの行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり条例の改正が9件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算が8件、その他3件の計20件の議案を上程しております。各議案の詳細につきましては、この後、御説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、議員各位また町民の皆様におかれましては、今年も町の行財政運営につきまして御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございました。皆様がこの年末を御健勝にてお過ごしになり、よき新年を迎えられますよう心から祈念申し上げ、行政報告といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第5 常任委員長報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第5 常任委員長報告を行います。

行政施設研修について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

総務文教常任委員長の荒木宏太でございます。

総務文教常任委員会は、10月26日から10月27日までの間、総務文教常任委員会の研修をいたしました。委員は5名、また担当課長2名の同行で、1日目は、大分県の玖珠町で移住定住、空き家対策、子育て支援について。2日目は、福岡県柳川市にて、むつごろうランドの視察を行いました。

大分県玖珠町は、大分県の西部に位置し、総面積は286.6平方キロメートル、人口は、令和5年8月時点で1万4,136人、世帯数が6,575戸の町であります。

まず、玖珠町の移住定住政策についてなんですけれども、県外からの移住者補助として玖珠町移住支援事業補助金というのがあり、補助率、国4分の2、県4分の1、町4分の1で、額のほうが単身者60万円、世帯100万円、子育て世帯への加算として子ども1人当たり30万円というような施策がございます。要件としては、大分県外からの移住で、マッチング登録企業に就業しているなどの要件に合致することが条件となります。

続いて、玖珠町応援給付事業補助金、こちらは移住支援事業に合致しない場合、県外からの移住者に対して、補助率、県が2分の1、町2分の1、補助額、単身者世帯20万円、子育て世帯30万円の支援となります。

次に、玖珠町の空き家対策についてです。

1 空き家調査、2 空き家バンク、3 県外からの移住者への支援、4 県内からの移住者への支援という4つを実施しているということでした。

1の空き家調査については、4地区に集落支援員を配置し空き家を調査、空き家マップを製作しており、令和5年10月時点で599件という、現在も調査中ということでありました。

2の空き家バンクについては、登録された物件の写真や登録情報をホームページに掲載しているということでした。

また、3の県外からの移住者に対しては、空き家利活用事業補助金、県2分の1、町2分の1の制度があり、空き家バンク物件成約者であることを条件に家財処分補助10万円、空き家購入補助100万円、空き家改修補助100万円を支援しているということでした。

4の続いて、県内の移住者に対して引っ越し等の費用として空き家活用補助金20万円、空き家リフォーム補助金50万円、子育て世帯には80万円、こちらは町単独事業ということでした。

そのほか、農業に関しては新規就農支援として県と連携したファーマーズスクール制度があり、ピーマン、トマト、白ネギ、キュウリの研修生に対し家賃補助制度があります。それに関し

ては、家賃補助、半額補助、月2万5,000円上限と、研修期間が2年あるということでもあります。

続いて、移住定住において、玖珠町内において近年の制度を利用された方、107人60世帯ということでした。

制度の周知方法ですけれども、県外の移住者の方には「暮らしのガイドくす」という冊子を配布、電話での問合せやホームページの周知をしており、移住者の目標値は、令和7年が50人、令和4年度が45人で、目標値に近づいているということでした。

空き家バンクの登録件数は、令和4年が11件、令和5年も11件、過去5年では43件ということでした。

今後の課題としてですけれども、今後、管理不全の空き家が急増しているということが考えられ、除却補助についても検討しているということでもあります。

続きまして、玖珠美山高校生のための公営塾、玖珠志学塾についてです。

まず事業の実施の経過ですが、平成27年4月、大分県の高校再編計画により玖珠町内の県立高校が統合し、新設校として玖珠美山高校が開校いたします。しかしながら、2年連続で募集定員を下回る結果となり、成績上位層ほど郡外へ流れる傾向が顕著に表れ、郡内中学生の進学も50%に満たない状況となっていました。こうしたことから、このまま定員割れが続けば郡内から高校が消えるかもしれないという危機感が漂い、玖珠町内に県立高校を存続させることは、高等教育の環境整備にとまらず、定住人口や企業立地、後継者の確保、地域振興など、まちづくりの前提条件に関わる課題として、行政に対する支援の在り方が強く求められたことが玖珠志学塾の経緯であります。

初めに、この事業において、学習塾に対するニーズ調査によると、全校生徒内47%がぜひ利用したい、できれば利用したいというニーズにより、この事業実施の判断材料となっているということでした。

続いて、その玖珠志学塾の特徴でありますけれども、1、教材代を含め全て無料、保護者負担がないと。2、一斉指導ではなく個別指導なので幅広い対応ができています。3、週6、月から土曜日、夜10時まで開校していることにより、好きな曜日や時間帯を選べる。4、講師陣は町に定住、3名体制で地元雇用が1名ということでした。5、高校に隣接し、駅に近いため安心であるというような内容でした。

現在の利用状況というのをお聞きしてみますと、1年生が36%、2年生が39%、3年生が52%、合計で42%の学生が志学塾を利用しているということでした。

進路実績については、これまで国立大学、私立大学、短大、専門学校生を輩出しているということでした。

財源に関しては、ふるさと納税と防衛省交付金で、事業費は運営費、借上げ料を合わせて3,650万円ほどであるということでした。

その他、高校生の支援策についてですが、下宿生パワーアッププランとして下宿代の実費半額補助、月4万円上限といったことや、部活動に対する支援、令和4年度、年間70万円、それから海外ホームステイ支援、1人50万円限度。

以上が、大分県玖珠町の定住移住、空き家対策、子育て支援の行政視察の内容であります。

続きまして、福岡県柳川市であります。福岡県南筑後平野の南西部に位置し、平成17年度の合併により、面積は77.2平方キロメートル、都市形態は田園都市、現在の人口は、令和5年3月時点で6万2,809人、世帯数は2万6,258戸ということになります。

こちらの福岡県柳川市の観光創出事業「チャレンジ・キャンパス柳川」という名称で推進されております。このチャレンジの趣旨と目指す成果については、有明海と干拓地を利用し、新たな観光地づくりを目指すということで事業を進められ、内容は施設と体験を整備していき、チャレンジに取り組む環境を整えるというものであります。狙いとしては、今回研修させていただいたむつごろうランド及びひまわり園、現存するグラウンド、下水処理場、不燃物処理場などを含め、回遊性を高めることと体験づくりにより滞在時間を延ばし消費拡大を図る等があります。この整備内容については、当初から、両開地域にぎわい創出プロジェクトチーム27名で協議を重ねて検討しているということでした。

続いて、むつごろうランドの内容について説明をさせていただきます。

むつごろうランドの総面積は1万5,951平方メートルで、農林漁業体験実習館を初め、多目的広場、ふれあい広場、築山広場、自由広場、エントランス広場、親水エリア、キャンプ・バーベキュー広場など様々なスペースやエリアを設け、数多くのイベントを実施されており、令和5年度の入園者数は、4月から9月までの人数で3万9,784人ということです。前年の1万886人に比べ3倍以上の入園があり、需要が伸びていることがうかがえます。

次に、むつごろうランド内の大型複合遊具の設置についてですけれども、子育て支援において保育料や医療費に次いで、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を重要と考えている子育て世代は多いものの、柳川市以外の規模が大きく、遊具や設備が充実した公園を利用している現状があり、市内の公園の整備や充実を求める意見が多いことから、令和3年、柳川市公園遊具等改善計画の策定により、大型遊具の設置が実現したということになります。この柳川市公園遊具改善計画では、現在の100カ所の公園管理から近隣でよく行く公園の調査、またアンケートをもとに公園遊具等の意見、公園内の設備について望む声など、ニーズを捉え、市民にとって細かな配慮された内容でした。

整備方法としては、公募型プロポーザル方式で、遊具等の設計、施工業者の選定が行われたとお聞きいたしました。

今後、総務文教常任委員会で、今回のような研修をさせていただいた大分県玖珠町、福岡県柳川市の施策内容を参考にしながら、委員会での審議や施策立案等を検討し、日々、新たな発想や知識を取り入れていこうと思います。

以上で、総務文教常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） これで、委員長報告を終わります。

日程第6 議案第65号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6 議案第65号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一

部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第65号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

議案第65号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを説明いたします。

ページが、最終の20ページになります。

提案理由

令和5年、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明のほうをいたします。

まず、1ページになります。議案の第1条関係の新旧対照表となります。

人事院勧告のほうで、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05引き上げるということで、合計0.1引き上げることに伴う改正部分となります。

まず、18条のほうで、期末手当の支給に関する規定となっております。第2項のほうで、現行の期末手当の支給率100分の120から、12月に支給する場合は100分の125に改めております。すなわち、現行から0.05の引上げとなっております。

続きまして、2ページ目を御覧いただきたいと思っております。

2ページ目のほうは、勤勉手当の支給に関する規定となっております。同じく第2項第1号のほうで、勤勉手当の支給率を、現行の100分の100から、12月に支給する場合は100分の105に改めております。現行から0.5の引上げとなります。

また、2ページ目の行政職の給料表1から、最初の27ページになりますが、医療職の給料表3まで、これは全体的に給料表の改定がっておりますので、この部分の新旧対照表となっております。

人事院の勧告では、改定率が平均で1.1%、大卒の初任給を1万1,000円、高卒の初任給を1万2,000円引き上げるほか、若年層に重点を置き、改定率のほうが低減させる形で、この給料表のほうで改定をされております。一例を挙げますと、2ページのほうにあります行政職、この1のほうで、高卒の初任給、国に準じておりますので1級の5号になります。これが、現行は15万4,600円から16万6,600円ということで、1万2,000円の引上げとなっております。

第1条のうち給料表の改定、この表の改定につきましては、令和5年4月1日から適用しておりますので、遡及して適用するものでございます。

続きまして、新旧対照表の28ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

28ページの第2条で、こちらのほうは期末手当及び勤勉手当に係る来年度以降の改正となります。今回の人事院勧告に伴いまして、12月の期末手当の支給率を1.225、勤勉手当の支給率を1.025に改正して、この部分につきましては令和6年の4月1日から施行するものとなります。年間に直しますと、期末手当のほうが2.4から0.05を引き上げ2.45、勤勉手当のほうが2.0から0.05を引き上げ2.05となります。

この割合については、今回の人事院勧告のとおりとなり、12月期の分と年間を通しますと変更はありません。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第7 議案第66号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7 議案第66号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第66号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

議案第66号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由のほうを説明いたします。

提案理由

国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

人事院勧告では、一般の職員等の期末勤勉手当合計で0.1カ月分の引上げとなっておりますので、特別職の場合は、期末手当のほうの支給割合を100分の165から100分の175に改正するものとなります。これは令和5年の12月1日からの適用となります。

第2条のほうでは、期末手当等に係る来年度以降の改正であります。これも同じように、人事院勧告に伴いまして、期末手当の支給率を1.7に改正し、これは令和6年の4月1日から施行するものとなります。年間に直しますと、現行の3.3から0.1を引き上げ、3.4となります。

年間の支給割合につきましては、今回の人事院勧告のとおりとなっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第 8 議案第67号 和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 8 議案第67号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第67号「和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

議案第67号、和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表のほうを御覧ください。

これも、先ほどの和水町長等の給与と一緒に、人事院勧告に伴いまして、0.1の引上げとなります。特別職の場合は、期末手当の支給割合を100分の165から100分の175に改正をいたします。これは、令和5年12月1日からの適用となります。

下段のほうの2条につきましては、期末手当等に係る来年度以降の改正となりまして、今回の人事院勧告に伴いまして、現行の3.3から0.1引き上げ3.4となる条例の改正となっております。

年間の支給割合につきましては、今回の人事院勧告のとおりとなっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第 9 議案第68号 和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 9 議案第68号「和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第68号「和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

議案第68号、和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

これも同じく、66号、67号の議案と同じように人事院勧告に伴いまして、職員の引上げに伴いまして、合計0.1の引上げとなっております。特別職の場合は、期末手当の支給割合を100分の165から100分の175に改正するものとなります。令和5年12月1日からの適用となります。

第2条につきましては、今回の人事院勧告に伴いまして、来年度以降の改正をするものであります。期末手当の支給率を1.7に改正し、令和6年の4月1日から施行するものとなります。年間3.3から0.1を引き上げ、3.4となります。

年間の支給割合のほうは、今回の人事院勧告のとおりとなっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第10 議案第69号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第69号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長 大山君

○税務課長（大山和説君） 議案第69号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」、提案理由の説明を行います。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず最初に、提案理由のほうを申し上げます。

3ページを御覧ください。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布されました。これに伴いまして、国民健康保険税について、出産予定又は出産した国民健康保険加入者の産前産後の一定期間の国民健康保険税を減額する制度が創設されるため、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。

これが、条例案を提出する理由でございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第23条に第3項が追加されます。これは、出産被保険者に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を算定したそれぞれの所得割額、均等割額から、単胎妊娠の方は

出産予定月の前月から、多胎妊娠の方は出産予定月の3カ月前から出産予定月の翌々月までの期間、減額をするというものです。

新旧対照表の3ページの中段ですが、第24条の3につきましては、出産被保険者に係る届出について規定するものでございます。

次に、改正分の3ページ、附則でございますが、この条例は、令和6年1月1日から施行することにしております。

第2項につきましては、適用区分を記載しております。

以上で、議案第69号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第11 議案第70号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第70号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第70号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、御説明を申し上げます。

和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由です。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正によりまして、個人番号カードの利用者証明用電子証明書がスマートフォンにも搭載が可能となりました。これを受けまして、印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等での交付におきまして、スマートフォンに搭載した電子証明書を利用するために条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

2枚目の新旧対照表を御覧ください。

第10条第5項は、印鑑登録証明書のコンビニ交付についての規定でございます。右側の改正前でございます、利用者証明用電子証明書と申しますのは、個人番号カードの電子証明書を指します。このたびの法律の改正によりまして、個人番号カードに搭載された電子証明書のことを個人番号カード用・利用者証明用電子証明書と名称を改めまして、新たにスマートフォンに搭載された電子証明書のことを移動端末設備用・利用者証明用電子証明書として規定されました。そこで第10条第5項の改正では、電子証明書の名称を法律に合わせますとともに、スマートフォンの電子証明書を使用した交付を可能とする旨の改正を行うものです。

施行日については、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第70号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第12 議案第71号 和水町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第71号「和水町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第71号「和水町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について」、御説明を申し上げます。

和水町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を先に申し上げます。

この条例の根拠法令であります空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴いまして、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

2枚目の新旧対照表を御覧ください。

第6条の空家等対策協議会の規定を改正します。空家等対策協議会は、これまで空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条に設置規定がございました。今回の改正法では、第7条が第8条へ繰り上がりましたので、これに併せた条例改正を行うものでございます。

施行日につきましては、改正法の施行日としております。

改正法は、今年の6月に公布されておりました、施行日は公布の日から6月以内とされておりました。その後、11月に閣議決定され、法の施行日は12月13日となりましたので、この条例につきましても施行日は同日となります。

以上で、議案第71号「和水町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第13 議案第72号 和水町附属機関設置条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 議案第72号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 議案第72号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」説明いたします。

和水町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

和水町の附属機関に設置されております健康づくり推進協議会につきまして、委員構成及び委員報酬を変更するため、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について、御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

右が改正前、左が改正後となります。

健康づくり推進委員構成につきましては、町内の地域代表の方など、これまで特定した委員を定めておりましたが、健康増進の推進をより強化するため、多方面から目的に応じた委員の方をより柔軟に選定できるように改正するものです。これに伴い、委員報酬についてもほかの附属機関と同様に、委員長が月額5,800円、委員が月額5,600円に改正することといたします。

以上で、議案第72号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第14 議案第73号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第14 議案第73号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 議案第73号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、説明いたします。

和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

下段を御覧ください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されました。これに伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について、御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

右が改正前、左が改正後となります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第36条第3項で、同基準第6条第2項の冒頭の「特定教育・保育施設（認定こども園又

は幼稚園に限る。以下、この項において同じ）」とある箇所を、「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下、この項において同じ）」に読み替えるための規定が追加されたことに伴い、改正を行うものです。

以上で、議案第73号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第15 議案第74号 令和5年度 和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第15 議案第74号「令和5年度 和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第74号「令和5年度 和水町一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、表紙の裏面のほうを御覧ください。

令和5年度和水町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,519万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,580万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、9ページのほうを御覧ください。

歳入予算の主なものについて説明をいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金に合計で1億7,275万2,000円を追加いたします。

1目の総務費国庫補助金では、戸籍システム改修業務委託料、住基台帳の改修業務委託料に対する社会保障・税番号制度の補助金としまして987万9,000円を追加します。国の価格高騰対策で非課税世帯に1世帯当たり7万円を交付する重点支援給付金の財源としまして、地方創生臨時交付金1億62万1,000円を追加いたします。

6目の土木費国庫補助金は、国の方針により前倒しして実施します岩線の改良事業債に充当する道路整備交付金1,316万7,000円、橋梁補修の設計と工事費、また牧野小田線の事業に充当する道路整備補助金4,840万3,000円を追加します。

次に、10ページを御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金に1億円追加します。ふるさと応援寄附金、今年度の総額を8億円と見込んで追加をしております。

12款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,715万6,000円は、財源の調整として追加をしております。

21款諸収入、5項雑入に後期高齢者医療事業の精算により返還される873万2,000円を追加しております。

22款町債、1項町債、6目土木債、1節の道路整備事業では、国補正に伴う増額分としまして、岩線に対します780万、牧野小田線に対します2,360万、残りは契約状況による調整を行いまして、合計で3,440万円の追加となります。

6節の緊急自然災害防止対策事業では、半ばに西山川の護岸工事での増額となった電柱の移設に伴います保証金、この充当分の追加となっております。

地方債につきましては、6ページの第4表地方債補正のほうで変更をしております。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

11ページを御覧ください。

まず、歳入全般にわたります款項目の給料、職員手当等につきましては、人事院勧告等による給与改定によるものですので、説明のほうは省略をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費に合計で1億123万7,000円を追加しております。歳入のほうで御説明したとおり、ふるさと応援寄附金が今年度総額8億円を見込んだことに伴いまして、7節の報償費に返礼品代として1,245万2,000円、11節の役務費に送料・通信運搬費としまして337万6,000円、広告料としまして715万8,000円、受入れシステム等の手数料としまして2,699万2,000円を追加しております。また、22節の積立金は、ふるさと応援寄附金基金への積立てとして5,000万円を追加をしております。

続きまして、13ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費、12節委託料に、マイナンバーカードの氏名のローマ字表記等に係る住民基本台帳システムの改修事業委託として515万5,000円を追加しております。

14ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節の負担金補助及び交付金に、価格高騰重点支援給付金として9,800万円を追加しております。この事業は、電気、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計の負担が大きい世帯、住民税非課税世帯等に対しまし

て、1世帯当たり7万円を支給する国の経済対策事業分となっております。

3目の障害福祉費、22節償還金、利子及び割引料837万7,000円は、過年度に実施しました各種の障害福祉サービスの国、県の負担金を実績に基づき、国、県へそれぞれ返還するものとなっております。

続きまして、17ページを御覧ください。

6款の農林水産業費、2項林業費、2目の林業振興費、18節負担金、補助及び交付金は、補助事業の面積及び集材路延長増に伴いまして、間伐促進事業補助金に8万円、集材路の開設事業補助金に6万5,000円を追加計上しております。

続きまして、18ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費に、12節委託料に286万3,000円を追加しております。旧内田工業団地内の法定外の公共物、里道、水路等の用途廃止のため、地籍測量及び図面作成業務に係る委託料となっております。

2目商工振興費、17節備品購入費に168万3,000円を追加しております。菊水ロマン館の冷蔵多段ケース等の経年劣化による更新となっております。

続きまして、19ページを御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、14節の工事請負費は、町道敷地の除草作業に関する要望の増加に併せまして、年間維持工事費として968万2,000円を追加しております。

3目の道路新設改良費、14節の工事請負費は、岩線の道路改良事業に対して2,940万、21節の補償補填及び保証金は、牧野小田線の歩道整備事業に対しまして6,376万4,000円、4目の橋梁維持費、14節の工事請負費は橋梁補修工事費を205万4,000円を追加します。今の3つの事業につきましては、それぞれ国の補正予算を要望しており、令和6年度分を前倒しして早期完了を目指すために追加をしております。なお、財源としましては、事業ごとに防災安全交付金、地方債、国庫補助金等を活用しております。

続きまして、20ページを御覧ください。

9款消防費、1項消防費、14節の工事請負費に70万円を追加しております。現在、岩地区のほうに造っております耐震性貯水槽の整備工事に伴いまして、掘削した土壌の一部の処分の必要、また、工事の施工に伴いまして道路舗装の復旧工事が必要と生じたため追加をしております。

10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費、18節の負担金補助及び交付金に127万3,000円を追加しております。学校給食に係る食材費の高騰を受け、町内の小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の補助の追加となります。

22ページを御覧ください。

10款教育費、5項の保健体育費、3目の学校共同調理費、12節の委託料に65万7,000円を追加しております。学校給食の調理員不足の解消を図るため、人材派遣会社への委託料の追加となっております。

以上のほうで、歳出のほうの説明を終わります。

続きまして、4ページのほうを御覧ください。

4 ページで、第 2 表で繰越明許費となっております。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費として、戸籍住民基本台帳等の事務経費515万5,000円、戸籍システム管理経費として521万6,000円の 2 件の事業のほうを繰越事業として計上しております。この事業のほうは、全国で一斉に改修が進められており、繰越明許として上げております。続きまして、5 ページを御覧ください。

第 3 表債務負担行為補正の追加としまして、令和 6 年度の広報誌の印刷製本業務、また令和 6 年度から 8 年度の 3 年間の期間としまして放課後児童クラブの施設指定管理料、福祉センターの指定管理料、合計 3 件のほうを債務負担行為として追加をしております。

続きまして、6 ページを御覧ください。

第 4 表地方債補正の変更としまして、今回の補正予算のほうに計上した事業と 2 件の増額となります。道路橋梁等の事業費が3,440万円増額しまして、限度額のほうが 3 億9,130万、緊急自然災害防止対策事業が50万円を増額しまして、限度額は 1 億3,540万円、合計で3,490万円を増額し、限度額の合計が 5 億2,670万円となります。

以上で、議案第74号「令和 5 年度 和水町一般会計補正予算（第 5 号）」の御提案についての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16 議案第75号 令和 5 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16 議案第75号「令和 5 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第75号「令和 5 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和 5 年度 和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,923万6,000円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 5 年12月 4 日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明します。

6 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目、一般管理費を100万8,000円減額します。2 節の給料を初めとする人件費の補正でございますが、11月の人事異動と給与改定による増減でございます。

1 款 2 項 1 目、賦課徴収費を125万4,000円増額します。来年 1 月からの出産時における国保税の免除措置に伴いまして、システムの改修が必要となっております。さきの 6 月議会定例会におきまして52万8,000円を承認いただいておりますが、その後、制度が明らかになりまして、改修内容が見直されました結果、125万4,000円を追加計上するものであります。

4 款 2 項 2 目、疾病予防費につきましては60万円の増額でございます。会計年度任用職員 5 人分の人件費でございます。給与改定に伴い、報酬及び期末手当を増額するものであります。

次に、歳入を御説明します。

5 ページをお願いします。

4 款 2 項の県補助金、1 目の保険給付費等交付金を125万4,000円増額します。先ほど歳出で御説明しました国保システムの改修費用の全額を特別調整交付金として県から受入れを行います。

6 款 1 項 1 目の一般会計繰入金でございますが、40万8,000円を減額します。国保に係る人件費につきましても、事務費としまして、一般会計から繰り入れることになっていることから、歳出で御説明しました人件費の増減に合わせて繰入金を調整しております。

以上で、議案第75号「令和 5 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算案（第 3 号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

日程第17 議案第76号 令和5年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 議案第76号「令和 5 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） ただいま議題となりました議案第76号「令和 5 年度和水町介護保険事業会計補正予算（第 3 号）」について御説明申し上げます。

まず表紙の裏面を御覧ください。

令和 5 年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,682万3,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表 歳入歳出予算補正による。

令和 5 年12月 4 日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明をいたします。

7 ページを御覧ください。

歳出の款項目の給与、職員手当、会計年度職員の報酬等につきましては、人事院勧告等による給与改定によるものでございます。

次に1款1項1目、一般管理費の委託料につきまして、介護保険報酬改定に伴うシステム改修費105万6,000円が追加されたものです。

次に、7款1項2目の償還金を1,075万円の追加補正をいたします。これは、令和4年度事業会計に伴う国・県への返還金となります。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧ください。

3款2項5目の介護保険事業補助金を52万8,000円補正いたします。これは、歳出で申しあげました介護保険システム改修に伴う国の2分の1補助の分となります。

次に、7款1項4目のその他の一般会計繰入金を78万円追加補正いたします。これは、歳出で申しあげました一般管理費の増額に伴う町負担分を繰り入れるものでございます。

次に、8款1項1目の繰越金を1,075万追加補正いたします。これは、歳入補正予算の増額による財源調整として、前年度繰越分を充てております。残りの部分は、全て人事院勧告による給与改定によるものとなっております。

以上で、議案第76号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第18 議案第77号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第18 議案第77号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長（前淵康彦君） 議案第77号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,686万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について御説明申し上げます。

予算書の6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について、736万円の増額補正を行います。内

訳は、11月の職員異動及び令和5年4月にさかのぼって給与改定があったことに伴う給与・手当及び共済費の増額分576万5,000円と、今年度2回、新型コロナウイルス感染症の施設内クラスターが発生したこと及び物価高騰の影響により消耗品費に110万円、医療材料費に49万5,000円の増額補正となります。

次に、2款サービス事業費、1項1目の居宅サービス事業費については、デイサービスセンターにおいて、令和5年4月にさかのぼって給与改定があったことに伴う給与・手当及び共済費の増額と、職員2人の休職期間を反映して6月賞与分の減額を行った結果、合計で31万3,000円を減額補正します。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。

8款の繰入金、1項1目の一般会計繰入金について、歳出の増額補正に合わせて704万7,000円を増額補正し、一般会計繰入金の総額は9,881万4,000円となります。

以上で、議案第77号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第78号 令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 議案第78号「令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第78号「令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度 和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億389万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出を御説明します。

6ページをお願いします。

1款1項1目の一般管理費を17万3,000円増額します。一般職の人件費の補正でございますが、11月の人事異動と給与改定によるものでございます。

3款の保険事業費、1項4目の一体的事業費を32万1,000円増額します。

一体的事業と申しますのは、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業でございます。これに従事します会計年度任用職員2人分の報酬と期末手当を給与改定により増額するものでございます。

次に、歳入を御説明します。

5ページをお願いします。

4款1項の一般会計繰入金、1目の事務費繰入金でございますが、3万6,000円を減額します。人件費につきましては、事務費として一般会計から繰り入れることになっておりますので、歳出で御説明しました人件費の増減に合わせて繰入金を調整しております。

6款4項1目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入を53万円増額します。

先ほど歳出で増えました一体的事業といいますのは、広域連合からの受託事業として行っております。この事業に従事する職員の人件費につきましては、一般会計からの繰入ではなく、この事業収入を財源としているものでございます。

以上で、議案第78号「令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第20 議案第79号 令和5年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第20 議案第79号「令和5年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第79号「令和5年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明をいたします。

1ページを御覧ください。

令和5年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条、令和5年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正

第2条、令和5年度 和水町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1款簡易水道事業収益既決予定額6,866万4,000円、補正予定助成予定額23万6,000円、計6,890万円、第2項営業外収益既決予定額4,534万9,000円、補正予定額23万6,000円、計4,558万5,000円。

(歳出)

第1款簡易水道事業費用既決予定額6,353万4,000円、補正予定額83万円、計6,436万4,000円。

第1項営業費用、既決予定額6,004万3,000円、補正予定額83万円、計6,087万3000円。

(資本的収入及び支出)

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び資本的支出額に対し、不足する額1,619万2,000円は損益勘定留保資金等で補填するものとする。

(収入)

第1款資本的収入既決予定額7,591万3,000円、補正予定額4,992万5,000円、計1億2,583万8,000円。

第1項企業債既決予定額4,450万円、補正予定額3,370万円、計7,820万円。

第2項負担金既決予定額270万8,000円、補正予定額260万2,000円、計531万円。

第3項補助金既決予定額2,870万5,000円、補正予定額1,362万3,000円、計4,232万8,000円。

(支出)

第1款資本的支出既決予定額9,570万5,000円、補正予定額4,632万5,000円、計1億4,203万円。

第1項建設改良費既決予定額7,248万2,000円、補正予定額4,632万5,000円、計1億1,880万7,000円。

2ページになります。

(企業債の補正)

第4条、予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)

簡易水道事業既決予定額4,450万円、補正予定額3,370万円、計7,820万円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第5条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費、既決予定額776万円、補正予定額13万6,000円、計789万6,000円。

(他会計からの補助の補正)

第6条、予算第9条中に定めた一般会計からこの会計補助を受ける金額5,532万2,000円を5,538万7,000円に改める。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、歳出予算書により説明させていただきます。

16ページを御覧ください。

収益的収入の収入項目です。

第1款簡易水道事業収益、項、営業外収益、目の長期前受金戻入、国庫補助金戻入23万6,000円の増額、これは資産の償却費に含まれる補助金額相当額を収益した額として増額しております。減価償却分の増減分として、対応する補助金を増減するという形になって、今回は増額となっております。

続いて、17ページです。

収益的支出の支出項目になります。

1款簡易水道事業費用、目の総係費、これは職員の給与、手当、共済費の増額13万6,000円です。

8目の減価償却費、1節有形固定資産減価償却費では、前年度に取得した資産の減価償却費、こちらが確定しましたので13万6,000円を増額しております。

2節無形固定資産減価償却費では、ソフトウェアの減価償却費システム追加に伴う55万8,000円を増額しております。

続きまして、資本的収入の支出です。

19ページを御覧ください。

これは、国の補正予算に従って前倒しして事業を行うものです。

1款資本的支出、1目簡易水道事業建設改良費、説明の馬場配水管更新事業4,632万5,000円、これは工事費補助増額しております。

江田四つ角の改良、これは県道改良事業ですけれども、管路の更新事業を行う予定です。見込みでは、繰越しとなる予定としております。

18ページを御覧ください。

1項企業債では、馬場配水管更新事業に対応する簡易水道事業債3,010万円と、当初予算で計上しておりましたシステム委託費用の対応起債といたしまして、公営企業適用債360万円を計上しております。

2項負担金、他会計負担金260万2,000円、3項の国庫補助金1,355万8,000円、他会計補助金6万5,000円、これは馬場配水管の更新事業の財源として補正をしております。

以上で、議案第79号「令和5年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第21 議案第80号 令和5年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第21 議案第80号「令和5年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第80号「令和5年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2

号)」についての提案理由の説明を行います。

1 ページを御覧ください。

令和5年度 和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条、令和5年度和水町下水道事業会計課会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条、令和5年度和水町下水道事業会計補正予算

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1款下水道事業収益既決予定額1億9,578万3,000円、補正予定額24万9,000円、計1億9,603万2,000円。

第2項、営業外収益既決予定額1億2,675万2,000円、補正予定額24万9,000円、計1億2,700万1,000円。

(支出)

第1款下水道事業費用既決予定額1億8,627万9,000円、補正予定額416万7,000円の減、計1億8,211万2,000円。

第1項営業費用既決予定額1億7,843万4,000円、補正予定額416万7,000円の減、計1億7,426万7,000円。

(資本的収入の補正)

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び資本的支出額に対し不足する額3,071万1,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。

(収入)

第1款資本的収入既決予定額9,709万5,000円、補正予定額310万円、計1億19万5,000円。

第1項企業債既決予定額4,970万円、補正予定額310万円、計5,280万円。

(支出)

第1款資本的支出既決予定額1億3,090万6,000円、補正予定額0円、計1億3,090万6,000円、こちらは補正はありませんけれども、損益勘定留保資金、こちらの金額を出すために明記しております。

2 ページになります。

(企業債の補正)

第4条、予算第5条中に定めた起債の限度額を次のように補正する。

(起債の目的)

下水道事業既決予定額4,970万円、補正予定額310万円、計5,280万円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第5条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与既決予定額750万6,000円、補正予定額36万4,000円、計787万円。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきまして、補正予算書資料より説明させていただきます。

16ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入項目になります。

1款下水道事業収益、1節長期前受金戻入24万9,000円の増額です。こちらも、簡易水道と同じように、資産の償却費に含まれる補助金、分担金などの相当額を収益した額として、合計で増額となっております。

17ページ、支出項目です。

1款下水道事業費用、22節修繕料150万円、こちらは浄化槽の修繕件数が多くなっております。当初予算150万円からプラスして150万円を増額しております。

9目の総係費は職員の給与、手当、共済費などの増額41万4,000円、10目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費では、目減りした資産、前年度に取得した資産の減価償却費が確定いたしましたので、合算して、マイナスの609万1,000円を減額いたしております。

19ページを御覧ください。

1項企業債では、当初予算に計上しておりましたシステム委託費用の対応起債として、公営企業適用債310万円を計上しております。

以上で、議案第80号「令和5年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第22 議案第81号 令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第22 議案第81号「令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長 高木君

○病院事務長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第81号「令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条、令和5年度 和水町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和5年度 和水町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1項病院事業収益既決予定額10億5,096万3,000円、補正予定額1億2,101万9,000円、計11億7,198万2,000円。

第1項医業収益既決予定額8億4,624万8,000円、補正予定額1億2,101万9,000円、計9億6,726万7,000円。

(支出)

第1款病院事業費用既決予定額10億4,657万9,000円、補正予定額2,230万5,000円、計10億6,888万4,000円。

第1項医業費用既決予定額9億7,885万円、補正予定額1,943万9,000円、計9億9,828万9,000円。

第3項健康管理センター費用既決予定額1,898万6,000円、補正予定額150万1,000円、計2,048万7,000円。

第4項居宅介護支援事業費用既決予定額1,923万9,000円、補正予定額61万2,000円、計1,985万1,000円。

第5項訪問看護事業費用既決予定額2,241万2,000円、補正予定額75万3,000円、計2,316万5,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第3条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費既決予定額6億4,398万9,000円、補正予定額1,930万5,000円、計6億6,329万4,000円。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算の実施計画、収益的収入及び支出により説明させていただきます。

2ページをお開きください。

収入につきましては、1款病院事業収益、1項医業収益、5目補助金を1億2,101万9,000円補正し、1億2,441万8,000円とします。これは、新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金が確定したものでございます。

次に、支出を説明いたします。

3ページを御覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は1,643万9,000円増額補正し、6億540万2,000円とします。これは、主に給与改定に伴う補正と任期付看護師の人件費の増額となります。

2目経費は300万円の増額補正し、2億1,438万9,000円とします。これは、電子カルテシステムの導入に伴う各種消耗品等の調達によるものでございます。

3項健康管理センター費用、4項居宅介護支援事業費用、5項訪問看護事業費用は、主に給与改定に伴う給与手当等の費用の増額でございます。

以上で、議案第81号「令和5年度 和水町病院事業会計補正予算(第3号)」についての提案

理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第23 議案第82号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）

○議長（高木洋一郎君） 日程第23 議案第82号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第82号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」について、提案理由の説明を申し上げます。

菊水ロマン館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称 菊水ロマン館

2、指定管理者となる団体 熊本県玉名郡和水町江田455番地 株式会社菊水ロマン館 代表取締役社長 松川重光。

3、指定の期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなります

次に、提案理由を申し上げます。

菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第82号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第24 議案第83号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）

○議長（高木洋一郎君） 日程第24 議案第83号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） ただいま議題となりました議案第83号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」の提案理由の説明を申し上げます。

和水町福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称 和水町福祉センター

2、指定管理者となる団体 熊本県玉名郡和水町平野1276番3 社会福祉法人 和水町社会福祉協議会会長 石原佳幸

3、指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

次に、提案理由を申し上げます。

和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第83号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第25 議案第84号 工事請負変更契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第25 議案第84号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第84号「工事請負変更契約の締結について」、提案理由の説明を行います。

町道牧野蜻浦線道路改良工事（3工区）について、次のように請負変更契約を締結することとする。

令和5年12月4日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

- 1、工事名です。町道牧野蜻浦線道路改良工事（3工区）
- 2、工事場所 和水町日平地内
- 3、当初契約金額8,118万円（税込）です。
- 4、変更契約金額9,288万2,000円436円（税込）です。増額としまして、1,170万2,436円です。
- 5、契約の相手方 熊本県玉名郡和水町萩原1258番地1 株式会社高岡建設 代表取締役 高岡義正。

提案理由といたしまして、町道牧野蜻浦線道路改良工事（3工区）の請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、議案を提出する理由であります。

内容としましては、牧野蜻浦線道路改良工事（3工区）につきましては、延長12.6メートルの範囲において、令和4年12月から令和5年12月までを工期として、日平川を横断するボックスカルバート埋設工事を主に行っております。

今回、この工事の変更につきましては、ボックスカルバート埋設同時期に右岸2工区、左岸1工区の道路取付改良工事を行っております。増額分としましては、大型土嚢の追加、残土処分、それと追加構造物撤去工事等の変更が生じたことにより、契約金額9,288万2,436円となっております。増額としまして、1,170万2,436円の変更です。

牧野蜻浦線道路改良工事（3工区）全体といたしましては、令和6年3月に完了するように現在進めているところです。

以上で、議案第84号「工事請負変更契約の締結について」、提案理由の説明を終わります。
御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第26 仮議長選挙について

○議長（高木洋一郎君） 日程第26 仮議長選挙についてを議題とします。

次の日程第27の請願第1号につきましては、11月22日の議会運営委員会で特別委員会に付託することとなっております。

この請願書には5名の議員の氏名が記載されておりますので、審議の際には除籍することとなります。

議長、副議長を除籍する必要がありますので、仮議長を選任することとなります。したがって、仮議長選挙を行います。

なお、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。確認をお願いします。

議場の閉鎖を確認いたしました。

ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人には白木 淳君、齊木幸男君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は、単記無記名です。

（投票用紙 配付）

○議長（高木洋一郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（高木洋一郎君） 「異常なし」と認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を行います。

（投票）

○議長（高木洋一郎君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

白木 淳君、齊木幸男君、開票の立会いを願います。

(開 票)

○議長（高木洋一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票。

有効投票11票。

無効投票0票です。

有効投票のうち笹淵賢吾君10票

秋丸要一君1票

以上のとおりです。

この法定得票数は3票です。

したがって笹淵賢吾君が当選されました。

仮議長が決定しましたので、交代します。

○議長（笹淵賢吾君） それでは、地方自治法第106条第2項の規定により、私が議長の職務を行います。

日程第27 請願第1号「和水町議会の一部議員における守秘義務違反(情報漏洩)、期日遅延、除斥違反などの地方自治法および和水町各条例に対する度重なる違反および幫助、公開委員会等において住民(実名)に対する名誉棄損などの和水町議会の不適切運営を是正することを主旨する請願書」

○議長（笹淵賢吾君） 日程第27、請願第1号「和水町議会の一部議員における守秘義務違反(情報漏洩)、期日遅延、除斥違反などの地方自治法および和水町各条例に対する度重なる違反および幫助、公開委員会等において住民(実名)に対する名誉棄損などの和水町議会の不適切運営を是正することを主旨する請願書」を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって、高木洋一郎君、坂本敏彦君、木原泰代君、竹下周三君、白木 淳君の退場を求めます。

(高木洋一郎君、坂本敏彦君、木原泰代君、竹下周三君、白木 淳君 退場)

○議長（笹淵賢吾君） お諮りします。

この請願については、11月22日に開催しました議会運営委員会におきまして、5人の委員で構成する特別委員会に付託することをことに決定しました。よって、この請願については、5人の委員で構成する「令和5年請願第1号特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（笹淵賢吾君） 異議なしと認めます。

したがって、この請願は、5人の委員で構成する「令和5年請願第1号特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

ここで、高木洋一郎君、坂本敏彦君、木原泰代君、竹下周三君、白木 淳君の入場を許可します。

(高木洋一郎君、坂本敏彦君、木原泰代君、竹下周三君、白木 淳君 入場)

○議長(笹淵賢吾君) ここで、高木議長と議長を交代します。

○議長(高木洋一郎君) それでは、ただいまから特別委員会の委員選考を行いますので、議員各位は議員控室にお集まりください。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時30分

○議長(高木洋一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(高木洋一郎君) お諮りします。

先ほど設置された令和5年請願第1号特別委員会の選任については、笹淵議員、齊木議員、荒木議員、千々岩議員、亀崎議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、令和5年請願第1号特別委員会委員は決定いたしました。

つきましては、ただいまから令和5年請願第1号特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、令和5年請願第1号特別委員会を招集します。

なお、令和5年請願第1号特別委員会は、委員会条例第8条第2項の規定により、年長者の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、年長議員についてはよろしくお願いたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時51分

○議長(高木洋一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(高木洋一郎君) 特別委員会の委員長、副委員長が決定したので報告します。

委員長に齊木議員

副委員長に千々岩議員

以上のとおりです。

日程第28 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第28、一般質問を行います。

本日は、1名の議員に一般質問通告書一覧表の順番によって、発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答方式で行います。第2項目からは質問席から行います。

第1答弁については登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内とします。

最初に千々岩議員の発言を許します。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

定例会初日、最初の質問者となります。2番議員、千々岩 繁でございます。

まずは、お忙しい中、公民館等で御視聴いただいている皆様には、非常に寒い中とは思いますが、深く感謝申し上げます。

12月に入り、今年も本当にわずかとなりました。年々、一年が早く感じるようになったのは私だけでしょうか。本当に早く感じる一年でございます。

今年は、私たちの生活に欠かせない物資が本当に軒並み上昇し、生活を圧迫をし続けています。この物価上昇は一体いつまで続き、私たちの生活を圧迫するのでしょうか。

これに加えて、中東ではイスラエルとハマスによる軍事衝突、いつしかロシアとウクライナ侵攻が影を潜めております。世界ではまだまだ戦争を繰り返している国が多数あります。犠牲者の大多数は女性や子どもたちです。

「暗いと不平を言うよりも、あなたが進んで明かりをつけなさい」ということわざがあります。暗い状況にあるときに、不平不満を言うよりも、自分で行動を起こして状況を改善することが大切だという意味や、みんなで力を合わせることで、良い結果を生み出すことができるというメッセージも含まれています。

1人の短絡的な考えや行動が戦争を引き起こし、罪もない人々が犠牲になっている昨今、一日も早い世界の平和と日本の安定を望んでやみません。

和水町においても、不平不満を言い始めたらきりがありません。厳しい状況だからこそ、みんなが一体となり、乗り越えていくことが必要だと思います。

それでは、規則に則り、質問事項1、野良犬・猫による生活環境問題について。

質問の要旨（1）飼い主のいない犬・猫を生み出さないための対策や対応について問う。

執行部の皆さんにおかれましては、簡潔明瞭にお答えください。

次の質問については質問席にて行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

本日は1名の一般質問が予定されております。傍聴席、テレビモニターにて傍聴されている町民の皆様、お忙しい中、足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番議員からの御質問に対し、答弁を申し上げます。

質問事項1、野良犬・猫による生活環境問題について。

質問の要旨（1）飼い主のいない犬・猫を生み出さないための対策や対応について問う、についてお答えします。

動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法の施行に関する事務の多くは、都道府県や指定都市、中核市の所掌するところとなっています。しかしながら、環境省の定める指針では、都道府県などに止まらない全ての地方公共団体の関与の下に、動物愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要とされています。

飼い主がいない動物に対する恣意的なえさやりなどの行為が動物による害の増加やみだりな繁殖など、動物の愛護管理上、好ましくない事態を引き起こしてしまいます。

町の対策・対応としましては、県と協力しながら、学校、地域、家庭などにおける啓発活動、広報活動を通じ、周知を図る必要があると考えています。また、飼い主のいない猫の不妊手術に関しては、県の助成事業もございますので、併せて町民の皆様への周知に取り組むことが必要であると思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） 町長、御答弁ありがとうございました。

質問事項1、野良犬・猫による生活環境問題について。

質問の要旨（1）について再質問をいたします。

今、町長から御答弁がございました。不妊手術等、県が行うとかいうお話がちょっとございました。

野良猫の姿というのは、猫が好きな人にとっては一種の癒しでもあります。その一方で、こうした野良猫による鳴き声、庭や住宅周辺へのふん尿を初めとする生活環境の悪化、車を傷つけるなどの財産への被害といった問題は以前から認識をされています。

そこで、公益財団法人どうぶつ基金という団体がありますが、御存じでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 財団法人どうぶつ基金については存じ上げております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

御承知のとおり、当団体は不妊手術、ワクチン、飲み駆除薬の費用を全額負担する、いわゆるさくらねこ無料不妊手術事業に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体などと連携をして、TNR事業を行います。

さくらねこ無料不妊手術事業とは、飼い主のいない猫に対し、さくらねこTNR、トラップ、捕獲のTですね、ニューターのN、不妊去勢手術を行って、Rはリターン、元の場所に戻す、その印として猫の耳先を桜の花びらのようにV字カットすると。そうすることで繁殖を防止し、地域の猫をさくらねことして一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動ですというふうにホームページのほうにはうたってございます。

町としても、この団体に登録してもらいたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ制度は、動物愛護の観点から手厚い支援で、かつ有効な手段であると認識しています。どうぶつ基金への登録は随時可能であると聞いておりますので、早急に申請を行いまして、町民の皆様への周知を図り、飼い主のいない猫を減らす取組に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） ありがとうございました。

近隣では長洲町、それから南関町のほうが登録をされて、活動されています。和水町でもぜひ登録をしていただきたいというふうに思いますけども、南関町のさくらねこの無料不妊手術チケットというのがございます。ちょっとこれを読ませていただきます。

これは南関町です。

申請できる方、南関町内にお住まいの個人または南関町内で活動する団体（猫の保護ボランティアや被害にお困りの事業所等）のいずれか。申請の受付ですけども、どうぶつ基金の予算が上限に達し次第、締め切りますと。また。手術後に役場へチケット利用の実績報告を行っていただきます。

注意事項として、申請者自身が猫を捕まえ、協力動物病院に持ち込み、手術後に元の場所に戻すことが条件となります。手術の前後に写真を撮ってください。特に、手術後にきちんと耳先を

V字にカットしているのが確認できる写真をお願いしますというふうに、南関町ではさくらねこの不妊手術チケット、これ、無料ということですが、ちょっと私、これを読みながら、何か面倒くさいなというふうに正直思いました。お金はかからないんだけど、果たして住民の方々がここまで本当にやれるのかなど不安をちょっと感じているんですけども、もし本町でもさくらねこの無料不妊手術、この事業に参加をするということであれば、南関町同様のことを担当課では考えていらっしゃるでしょうか。

今すぐということじゃないかもしれませんが、いろんな自治体のことも調査をされて、本町独自のものをつくられると思いますけども、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの千々岩議員の御質問、南関町の例を申されましたけども、基本的には、先ほど町長からありましたように、猫の捕獲というのが動物愛護法に基づく捕獲ということになります。保護を目的とした捕獲であれば、捕獲が可能であります。逆に言えば、駆除を目的とした捕獲はできないということでございます。

先ほど千々岩議員が申されたように、TNRというお言葉ですね。捕獲し、避妊手術を行いまして、元に戻すということで、基本的には行政も住民の方と同じように、なかなか私どもが捕獲というのはできませんので、どうぶつ基金のルールに従えば、南関町と同じルールにならざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） ありがとうございます。非常にすばらしい、私も制度だと思うんですけども、やはりやってみただけども、本当に面倒だよなというふうなことにならないようにしないといけないなというふうに考えています。

あと、先ほどもちょっと話をいたしましたけども、さくら猫と同様、地域の猫という表現をさっきちょっとさせていただきました。行政による積極的介入が難しい中で、今、注目をされているのが地域猫活動というふうに言われています。地域猫活動とは、ボランティア団体等が、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施し、周辺住民の理解を得た上で、その猫を地域猫として、地域でえさやりやトイレの設置、ふんの清掃などのルールを決めて、一定の管理の下、見守る活動です。

町としては、この地域猫活動という活動を住民の方々、ボランティア団体等もつくっていただきながら、活動をしていただきたいというふうにお考えですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの千々岩議員の御質問、地域猫活動に関する御質問だったろうと思います。

千々岩議員がおっしゃるように、地域猫活動を推進しているような自治体も確かにございます。地域猫に対する住民の理解、協力という要請につきましては、今のところ、具体的な考えは持ち合わせておりません。

この件については、和水町だけの問題ではございませんので、今後、県を含めて、地域に有明地域動物愛護推進協議会というような組織もございますので、そういった広域で知恵を出し合いながら、検討を今後してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） ありがとうございます。

今回、犬も私、出しているんですけども、地域の猫、いわゆる野良猫と言われる猫活動について重点的に質問をさせていただきました。

本当に、地域の猫も含めて、私たちが日頃生活をして、意外と見過ごしている部分がたくさんあるんだなというふうに私もここで勉強させていただいて、つくづく思ったところです。

やはり地域によっては、本当に猫の被害等について深刻に捉えられている方々も、住民の中にはたくさんいらっしゃるんだなということで、町もしっかり登録をしていただきながら、ほかの自治体等の情報等もしっかり集めていただき、よりよい活動ができるようにしていただきたいと思えます。

ちなみに、参考までに、南関町あるいは長洲町がこの活動をされていますけども、執行部のほうで実績等の把握をされていたら、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 先ほどの千々岩議員の御質問、どうぶつ基金さくらねこの登録状況ということで、まず全国自治体での登録状況を申しますと、全国では468団体が登録をされております。熊本県では8団体の登録がございまして、近隣では、荒尾市、長洲町、南関町さんあたりが登録をされております。

それから、どうぶつ基金に登録された指定病院がございまして。この指定病院じゃないと手術が受けられませんので、この指定病院が全国で195病院ございまして、近隣では、熊本県で申しますと、菊池郡に1件、それから福岡県では大牟田市を含む5件ということになっております。

それから、長洲町と南関町さんの状況を申しますと、長洲町さんでは昨年度のチケット発行枚数実績が84件と聞いております。

それから、長洲町さんでは地域猫サポーターということで、7名の方が積極的に活動されているというふうに聞いております。

それから、南関町さんについては、昨年度の実績が102件の手術実績と聞いております。南関町には団体はないようですけども、特定の個人の方が一生懸命、積極的に支援をされているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） ありがとうございます。他の自治体の実績等も今、お話をさせていただきました。

他団体の実績の頭数、和水町がどれくらいいくちよっと想像もつきませんが、住民の方々の不安を払拭していく意味でも、しっかり取り組んでいただければと思います。

それでは、時間も制約がございますので、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2、子育て施策について。

質問の要旨（1）わくわく子育て応援金の現状について問う。

（2）小学校の標準服支給について、性別に関係なく選択できるのかについて問う。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項2、子育て施策について。

質問の要旨（1）わくわく子育て応援金の現状について問う、についてお答えします。

本年の4月より、わくわく子育て応援プランとして、この町に住みたい、住み続けたいと思っていただける町を目指し、また、子育て世帯の経済的負担を軽減し、少子化及び人口減少の歯止め策として各種施策を開始いたしました。

令和5年度からの新規事業として、給食費の無償化、小中学校・高校入学時の入学祝金の新設、出生祝金の拡充、それと新築住宅取得に係る補助金の名称変更と併せまして、町外転入世帯への補助額の拡充を含んだ新築住宅みらい支援補助金など、ライフステージに合わせ、継続した子育て応援策を展開しています。

このうち、出生祝金、入学祝金をわくわく子育て応援金として制度開始から8か月が経過したところでございますが、令和5年11月末現在、入学祝金の交付状況です。交付件数が198人、額が2,030万円の入学祝金を交付いたしました。内訳としまして、小学校の入学が57人、中学校が74人、高校が67人となっております。交付率は99%となっております。

次に、出生祝金につきまして、11月末現在、交付件数が28人に対しまして、910万円の出生祝金を交付している状況です。出生時の内訳としましては、第1子が9人、第2子が13人、第3子4人、第4子2人となっております。

また、令和5年度中の出生数は40人程度となる見込みであり、昨年度とほぼ同じ出生数となります。

令和5年7月1日に宣言しました子ども子育て応援宣言のとおり、子育てするなら和水町をモットーにしっかりと継続した支援を行い、中長期的な展望の下、子育てしやすい環境を整えて、少子化が改善できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、質問の要旨（２）小学校の標準服支給について、性別に関係なく選択できるのかについて問う、についてお答えします。

小学校の標準服の支給については、和水町立小学校標準服支給要綱に基づき、和水町立小学校に入学予定の児童及び転入児童に対し１着を支給しております。

支給する標準服は、シャツ、セーター及び半ズボンまたはスカートであり、ズボンとスカートは性別に関係なく選択できることになっております。

詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 千々岩議員の質問の要旨（２）小学校の標準服支給について、性別に関係なく選択できるのかについて問う、についてお答えします。

小学校の標準服につきましては、平成25年、菊水区域及び三加和区域の開校準備委員会において、統合校では標準服を採用することが決定されました。その後、児童の一体感の醸成及び保護者の負担軽減と義務教育の円滑な運営に資することを目的に、和水町立小学校標準服支給要綱が制定され、新入学生及び当時の在校生に１着ずつ支給することになりました。

当初は、支給対象物品として、男子はシャツ、セーター及び半ズボン、女子はシャツ、セーター及びスカートと規定をしておりましたが、その後、LGBTなど性的マイノリティの児童へ配慮するため、令和２年６月25日、要綱改正を行い、支給対象物品をシャツ、セーター及び半ズボンまたはスカートとしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

２番 千々岩君

○６番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、質問事項２、子育て施策について。

質問の要旨（１）わくわく子育て応援金の現状について問うについて、再質問をいたします。

先般、和水町わくわく子育てハンドブックというのを保健子ども課のほうから発行していただいたやつを頂いております。

この表紙を開けると、「子ども子育て応援宣言のまち」、先ほど町長からも力強くございました、「子育てするなら『なごみまち』」、「『安心して子育てしたい』『子育て環境が整っている』『この町で子育てして良かった』『この町で育ったことを誇りに思っている』」等、誰もが望む子育ての願いや希望の実現を目指し、子どもたちの賑やかな笑い声と笑顔が溢れるよう、子育てを全力で応援いたします。和水町は、今後も子育ての取組みをより充実し、町内外に『子ども子育て応援宣言』を以下のとおり宣言し、町内外に広く発信して参ります。」ということで、具体的に子ども子育て応援宣言というところで、しっかりうたってございます。

そこで、子育てするなら和水町をキャッチフレーズに、町長も一生懸命、今、取り組んでいらっしゃると思いますけども、ちょっと単純な質問で申し訳ないんですけども、ここで言う子育て

の定義は何歳までというふうにお考えでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの千々岩議員の御質問にお答えいたします。

子育てとは何歳までということですが、これまでは児童福祉法、それから子ども・子育て支援法などで規定する高校を卒業するまでの18歳までを子育ての時期として捉えておりました。しかし、令和5年4月1日付でこども家庭庁が設置をされたことに伴って、こども基本法が施行されました。その基本法の中で、こどもの定義として、「こどもとは、心身の発達の過程にあるものを言い、一定の年齢で上限を区切るものではない」ということを規定されております。

以上を踏まえて、年齢の上限はなく、サポートの必要な時期までは子育ての時期と捉えていいのではないかと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） 私も、子育てをするのは何歳までですかと一般的に言われたときに、子育てというのは、私は永遠に続くんだろう、親にとって子どもというのは当然、小学生だろうが、中学生だろうが、あるいは成人だろうが、親が子どもにするべきものだろうということで、何歳までというふうに区切ると非常に難しいなというふうに思っていましたけども、今、御答弁いただきましたけども、一般的には18歳以上が成人というふうに法改正が出されましたので、18歳未満かなというふうにちょっと私は、個人的にはそういう認識をしていたんですけども、先ほど町長から御答弁ございました、この冊子の中のわくわく子育て応援金、出産祝金ですね。それから、8ページにございますけど、入学時の祝金、非常にお金をいろんなところに付けていただいている、本当にありがたいと思っているんですけども、全国いろいろ似たような自治体というのはたくさんあるんだろうと思います。

私も詳しくは調べてませんので、いちいちこの自治体がどれくらいというのは把握をいたしませんけども、やはり私は、町長が本当に子育てをするならやっぱり和水町だよと、前もこの場で、ぜひ私は和水町が日本一になっていただきたいと。この宣言が日本に和水だけしかないよというものを私はつくっていただきたいという思いがあるんですけども、大半、お金を配って終わっているというのがどこの自治体も同じだろうというふうに思っているんですけども、私がさっき18歳未満というふうに考えたのは、やはり国の施策にしても、所得制限がいろいろかかって、低所得者層にはいろいろ手厚くやりますよ。しかし、その金額をちょっとでも超えると、もうもらえないと。私から言えば、本当にグレーのゾーン、高所得者の方はそんな心配ないかもしれせんけども、低所得者じゃないけども、ぎりだよ、本当にきついんだよと。でも、所得を切っているがゆえに、設けてあるがゆえに、なかなか申請したくても、出したら多分はねられる、そのグレーゾーンというのがたくさんいらっしゃるんだろうと思うんですね。そういう中で、やっぱり苦労して子育てをしていただいているというのが現状だろうと思うんですけども、そうい

う方々も、今まではこういうお祝金がありませんでしたときも、一生懸命、ないながらも子育てをしていただいて、立派に子育てを終えて、成人にさせていただいているんだろうと思うんですけども、私も経験上、皆さんもどうかは分かりませんが、やはり一番お金がかかる時というのが中学、高校に子どもが入学をしたときというのが、本当に今までとは違うようなお金のかかりようだろうというふうに思うので、私はぜひ、そこの中学から高校の6年間、この6年間に何らかのサポートができないのかなというふうにちょっと思っています。

当然のことながら、先ほどもちょっと触れましたけども、就学の援助というところで、就学援助制度、これは費用、学用品、修学旅行費等にお困りの方は、世帯収入の程度により教育費の援助を受けられます。これは小学校1年生から中学3年生まで、それから奨学資金貸付制度、経済的な理由で就学が困難な学生の奨学資金の貸付を行っています。これは高校生、大学生等、こういう援助もさせていただいているんですけども、それ以外で、何か中学・高校の6年間、塾に行くのも大変なんだよと。今はほとんどの子どもが塾に行っているだろうと思いますけども、塾だったり、いろんな習い事だったり、本当に目に見えない、教育というのは幅があり過ぎて、全てが教育だろうと思うんですけども、やはりここに何らかの援助をというふうに私は強く考えていますけども、町長、何か対策等、今後、考えていきたいなというものはございませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、子育ての先ほどの定義の話なんですけど、やはり一般論としては18歳かなというふうに考えております。いろんな事情はありますけれども、私としては18歳までが子育てというふうに認識しているところです。

中・高の子どもたちへのサポートということで、他団体の事例等を挙げますと、多子世帯第3子の方には月額いくらかの補助金を出すとかいう市町村も中にはございます。ただ、町の財源等も考慮する必要がございますので、検討はさせていただきますけれども、現在、この4月から入学祝金ということで、中学入学時10万円、高校入学時15万円ということで、入学祝金をスタートさせております。こちらを有効に活用していただいて、生活というか、サポートしていただければというふうに現在は考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） ありがとうございます。

先ほど就学の援助のところ、奨学金、ちょっと話をさせていただきましたけども、貸付を行っているので、当然、返還をしないといけないという義務が生じるんですけども、ここの部分で、何か返還しなくてもいいよというような条件が付けられないかなというふうに思っています。例えば、貸付をして、高校、大学等に行きました。その後、町に帰ってきて、例えば役場なり、町の企業さん等に就職をする。町へ一回帰ってきてもらって、そこで何年間か、5年でもしっかり

働いていただくという、ここに条件を付けながら、貸付はできないんでしょうかね。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

今、議員からお話がありましたように、全国的な例を見ると、Uターン免除というのがございます。大学を卒業して地元に戻ってきたならば、奨学金の返済を免除するという制度も中にはございます。そういった事例を、メリット、デメリットを整理して、調査研究を行った上で取り組む必要はあるかと思えます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） 町長、ありがとうございます。ぜひちょっとここを検討していただいて、これがまた一つの定住につながっていけばなというふうに思っていますので、御検討よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、質問事項の2、子育て施策について。

質問の要旨（2）の小学校の標準服支給について、性別に関係なく選択できるのかについて、再質問をいたします。

先ほど教育長からもお話がございました。令和2年に要綱を改正したことで、例えば女子で半ズボンを選択するとか、選択は男女どちらでもいいよというふうに改正をしたというようなお話がございました。

本当に今、全国的にこのLGBTの問題、先般のNHKでもございましたけども、学校の制服を着るのが本当に嫌でしうがなかったという報道がなされてましたけど、やはり制服というのがその人の人格をそいでいるんだなという部分も、本当に怖い部分もあるだろうと思うんですけども、私がなぜここを質問しようかと思ったのは、今、令和2年にそういうお話し合いがあって、どちらでも選べますよというふうにしてますということでしたけども、一般的に考えて、半ズボンとスカート子どもたちに提示したときに、男の子はどちらを選ぶ、女の子はどちらを選ぶ、一般的にはやっぱり男の子は半ズボンを選ぶでしょう、女の子はスカートを選ぶでしょうと、その選択肢しか多分ないんじゃないかなと思うんですよね。

ここで、今、全国の学校、特に中学、高校が顕著に今、制服を変えていっています。女子でもズボンがはけますよ、そういう性的マイノリティの部分で配慮した取組だろうと思いますけども、そもそも半ズボンとかスカートだけということじゃなくて、キュロットという選択は、令和2年6月25日に改正を行われたという、その前にもお話し合いがあったんだろうと思うんですけども、そういう話し合いは、キュロットという選択肢は考えていらっしやらなかったんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） お答えします。当時の検討の内容についてはちょっと把握はしておりません。

なお、現在、児童保護者からのキュロットスカートについての意見・要望等はあっておりませんが、学校からは、標準服にキュロットスカートを追加できればという意見は上がっているところがございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） 私、さっきあえてキュロットスカートという言い方をしていないんですけども、キュロットというふうに言っているんですけども、これ、何でかという、キュロットという見た目は半ズボンに見えると。しかし、半ズボンじゃないと。非常に、ちょっと私も現物を見ていないので難しいんですけども、キュロットスカートというのは、前から見るとスカートだよ。それが、キュロットという扱いで、前から見ても本当に半ズボンに見える、そういう商品みたいなんですけども、やっぱり見た目というのは非常に大事なところで、やはりスカートか半ズボンの選択じゃなくて、仮にキュロットスカートにしたときには、見た目はやっぱりスカートに見えてしまえば、結果的にはスカートを選択したようになってしまうので、キュロットをちょっとここは検討していただいて、町がこれを無償で支給をしていただいておりますので、料金のほうもかなりするんだらうというふうに思っていますが、仮にキュロットを導入したとすれば、予算的にはどれくらいかかるか、何か調べられていますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） お答えします。

キュロットではなく、キュロットスカートの単価については、単価見積をとっております、現在のスカートの価格よりも2倍程度高額になるということを把握しております。

金額ですけれども、令和3年に見積を徴収しております、その当時は半ズボンで1着2,900円、スカートだと3,600円、キュロットになりますと8,000円という見積をとっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） ありがとうございます。高いですね。しかし、これも本当に、時代の流れと言ってしまうと申し訳ないんですけども、やはり世界がLGBTの問題についてもしっかり取り組んでいる。町でもしっかりこういうのには対処できるような状況はつくっておくべきことだろうと思いますので、金額は非常に今聞いてびっくりしましたけども、ぜひ御検討していただければというふうに思います。

それから、この中に、原則として1人につき1着支給というふうにあるんですけど、6年間で1着という認識でよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） お答えします。

議員御認識のとおり、入学前に品目ごとに1人につき1着を支給しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） 特に小学生、成長が著しくて、1年間で身長が、極端にいうと20センチ、30センチ伸びたよという、個人差が当然出てくるんだらうと思うんですけども、保護者の方も大きくなるだらうというのを想定しながら、大きめの標準服を買っていらっしゃるだらうとは、ちょっと予測なので分かりませんが、成長に伴って、やはり支給されたものが合わなくなったら、あとは個人負担で購入という認識でよろしいですね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） お答えします。

お察しのとおり、1着支給後は適宜、各個人での購入となります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） ありがとうございます。やはり個人によっては1着でよかったり、あるいは2着、3着必要となるお子さんも当然出てくるんだらうと思うんですけども、やはり経済的な負担を軽減する上でも、今、制服のリユースということで、制服のリサイクルですよ、譲り受け、こういう制度があるんですけども、これ、自治体が主体になってやれということではないので、PTAの方々が主体となって、こういうのをやってみませんかというのの投げかけはできるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 議員御提案のとおり、標準服等のリユース、譲り受けあるいはサヨクということに関しましては、保護者の経済的負担や限りある資源の有効活用としても大変重要なことだと考えます。

現在、町内の小中学校では、既にPTA活動としまして、着なくなった標準服や学生服、また体操服などを集めて、各学校においてお譲り会やりリサイクル会などとして無料でお渡しして進められている学校もあります。

今後、町のPTA連合会等でも情報共有が図られて、このような取組が非常に広がっていくことを期待しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番（千々岩 繁君） 一部の学校で、そういうのを導入されているということで、すばらしいなというふうに思いました。

やはりこういうリユース、そういうのをつなげることによって、今、話題の地球温暖化の防止にもなるし、生産を過度にしなくてもいいし、将来的な環境問題へも、これはつながっていくだろうと思いますので、ぜひ一部の学校だけじゃなくて、全ての学校でこういう取組をぜひやっていただいて、また相互間で、例えば菊水地区、三加和地区、それぞれあろうかと思いますが、全体として、そういうのをやっていただくと、お互いの情報交換にもなるし、むだなものの削減にもなるかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、もう時間も少なくなってきましたので、続いて質問事項3、江田交差点の道路改良について。

（1）江田交差点から菊水小学校までの路側帯の中央に電柱が立っており、歩行者が安全に通行できないため、近隣住民に不安を与えている。行政として、対策はないかについて問う。

執行部の答弁をよろしくお願ひします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

質問事項3、江田交差点の改良事業について。

質問の要旨（1）江田交差点から菊水小学校までの路側帯の中央に電柱が立っており、歩行者が安全に通行できないため、近隣住民に不安を与えている。行政として、対策はないかについて問う、についてお答えします。

江田交差点から菊水小学校までの県道大牟田植木線は道路幅員が狭く、商店街でもあることから、住宅と道路との間隔が狭く、そして密集しており、電柱が民地に立てられなかったことで、歩道付近に立てざるを得ない状況であったと認識しています。

現在、江田交差点改良事業が実施され、歩道の整備も行われますが、交差点から100メートル区間へのみの計画となっています。また、歩行者の安全対策として、地下埋設型の無電柱化事業などが考えられますが、幅員が狭く、埋設場所もないことから、まずは道路拡幅が優先課題であると捉えています。

地元行政区からも、菊水小学校までの県道拡幅の要望が提出されており、町から県に要望を行っているところです。

今後につきましても、江田交差点改良事業の整備促進と合わせて、継続した要望活動を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○6番(千々岩 繁君) 皆さん、そうだろうと思いますけども、あそこはトラックと離合するときには、離合できないくらい、本当に危ない、いつ事故が起きてもおかしくない状況だろうと思います。町道じゃなく県道ですので、県としっかり今後、いろんな要望もしていただきながら、将来的には、今、国も進めています無電中化になれば、本当にあそこもすっきりした形で、良い環境になるのかなというふうに思っています。

なかなか町独自でやるというところは難しいこともたくさんあって、一概に町も、あそこを簡単にやりますよということと言えないということも重々認識をしております。ただ、やはり今後、移住・定住を促進していく上でも、やっぱり町の環境、インフラ整備というのは必要不可欠な問題になってくるんじゃないかなというふうに思います。

町道等も、今、いろんなどころで工事をしていただいて、本当にすばらしい道路に生まれ変わりつつございますけども、この移住・定住促進をしていく上でも、ちょっと時間もありませんので、最後に町長、すみません。今後、町のインフラ整備等も絶対必要不可欠だと思いますが、町長の考えを伺って、最後の質問にしたいと思います。

○議長(高木洋一郎君) 江田交差点についての質問なんですが。

○6番(千々岩 繁君) 江田交差点、ここも僕は一つのインフラだというふうに認識をしました。電柱を本当は地下に埋設をしていただきたいんですけども、あそこは町独自でやりますよということが多分できないだろうと思っていますので、そういうのも踏まえて、将来的なあそこの無電中化等も踏まえた中でのインフラということで。

○議長(高木洋一郎君) 分かりました。江田交差点の今回の改良以外の江田交差点周辺の今後の考えについてということですね。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長(石原佳幸君) 御質問にお答えします。

まず、町道については町で工事を行いますので、順次、整備のほうを進めていっているところ です。

あと、県道等については、国・県の財政事情等もございますので、そのあたりを勘案しながら、町としましては、優先順位を付けて、今、県のほうに要望をしっかりと行っているところです。

今後も継続して、国・県のほうにしっかりと要望を行ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問ありませんか。時間が少なくなりましたので、簡潔明瞭にお願いします。

2番 千々岩君

○6番(千々岩 繁君) 非常に難しい質問で、大変申し訳ございませんでした。

町長が毎回言われる、和水町に住みたいと思う方を一人でも多くするために、私たちもしっかりサポートしながら、町長の施策にしっかりと対応していきたいと思いますので、今後ともよりよい和水町のために力を尽くしていただければというふうに思います。

それでは、残り1分になりましたけども、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、千々岩議員の質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日5日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

散会 午後2時52分